

石綿事前調査結果報告についての Q&A

令和 4 年 9 月 1 日

株式会社日栄 環境事業部

石綿の事前調査結果の報告が施工業者(元請)の義務となっています。施工業者は、建築物等の解体・改修工事を実施する際には、工事の規模、請負金額の大小に関わらず石綿の有無の調査(事前調査)を解体・改修する全ての範囲において全ての建材を対象として実施しなければいけません。その結果報告書は解体・改修する現場事務所に保管し維持管理が必要です。解体・改修する作業員の皆様に適切に石綿の有無、作業方法を徹底することで石綿の飛散と作業員の皆様の石綿粉じんばく露を防止することにつながって参ります。また、調査結果は現場に掲示することが法で定められており、これまでの石綿関連の表示に追加されています。大分県内の解体・改修現場では未だに表示義務を怠る現場が多くございますのでご確認を願います。

1. 事前調査結果報告の必要対象規模についてどのようになっていますか？

次のいずれかに該当する場合、事前調査結果の報告が必要となります。

- ①建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が 80 m²以上であるもの。
- ②建築物を改造又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計額が 100 万円以上であるもの。
- ③工作物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計額が 100 万円以上であるもの。
- ④総トン数 20 トン以上の鋼製の船舶の解体又は改修工事(※石綿則に基づく報告のみが必要)

2. 石綿事前調査実施の時期についていつまで提出しなければいけませんか？

事前調査結果の報告の対象となる工事の開始前に、あらかじめ報告を行っていただく必要があります。工事開始前であれば、事前調査の終了後何日以内に、という制限はありません。事前調査結果の報告は、事前調査後に調査結果の整理等必要な作業を行った上で速やかに報告してください。遅くとも工事に着手する前に報告する必要があります。ただし建築物等の構造上、工事に着手する前に目視することができない箇所があった場合、着手した後に目視が可能となった時点で調査を行い、修正報告を行います。

3. 平成 18 年 9 月 1 日以降に着手した建築物の解体時には事前調査が不必要と聞きましたが、事前調査結果報告も不必要でしょうか？

2006 年(平成 18 年)9 月 1 日以降に建設の工事に着手した建築物等事前調査については、設計図書等の文書により当該建築物等の新築工事の着工日を確認し記録を残さなければいけません。通常の現地調査は省略することが可能であります。また、報告が必要な対象規模に該当する工事では事前調査結果報告を実施しなければいけませんのでご留意ください。平成 18 年 9 月 1 以降の工事において事前調査(報告含む)が全く不必要と考えられている方がいらっしゃいますが勘違いです。

4. 事前調査が必要でない条件が有れば教えてください。

「建築物等の解体等工事」に該当しない作業を実施する場合は、事前調査の実施・結果の報告及び石綿飛散防止に関する措置は不要となります。

具体的な条件については「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(令和3年3月)」の「4. 3. 1 事前調査の対象(P85)」をご参照ください。法令では原則として全ての建築物及び工作物の解体・改修等を行う前に実施することが義務付けられている。ただし、以下の作業については、建築物等の解体等には該当しないことから省くことができる。しかし、一般的に調査報告書の有無が問われる可能性が高い為に書面調査を実施し、その記録を残すことが望ましい。また、事前調査報告は石綿の含有も有無に関わらず報告が義務化されていることも留意し、石綿含有建材等が無いからと言って報告を怠ると届出義務違反等の法令違反となります。

尚、事前調査を必要としない場合の作業については以下のとおり

(ア) 対象材料が、木材、金属、石、ガラス、畳、電球等のみで構成されているもの、畳、電球等の石綿等が含まれていないことが明らかなものであって、手作業や電動ドライバー等の電動工具により容易に取り外すことが可能又はボルト、ナット等の固定具を取り外すことで除去又は取り外しが可能である等、当該材料の除去を行う時に周囲の材料を破損させるおそれの無い工事。

(イ) 釘を打って固定する、又は刺さっている釘を抜く等、材料に、石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業。なお、電動工具等を用いて、石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴を開ける作業は、これには該当せず、事前調査を行う必要がある。

(ウ) 既存の塗装の上に新たに塗装を上塗りのみの作業。ただし、高圧洗浄による洗浄、足場用壁つなぎを取る、防水クラック補修する場合等は除外され事前調査を行う必要が有る。報告は必須。

(エ) 既に存在する調査結果から石綿が使用されていないことが確認された場合。調査実施日、調査者要件を確認して事前調査に活用することが出来る。同じく報告は必須。

5. 事前調査結果報告システムの入力内容を教えてください。

事前調査結果報告の運用は G ビズ ID(gビズプライムまたはgビズエントリー)が必要で原則パソコンから電子報告となっています。報告システムを使用すれば 1 回の操作で労働基準監督署と自治体の両方に一括報告することが可能です。現在は詳しい入力内容について厚生労働省が YouTube 動画発信されています。詳しくは「石綿総合情報ポータルサイト」をご覧ください。

石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等解体・改修工事や石綿の分析に関するマニュアル等、事業者、作業員、発注者それぞれに向けた情報を掲載されています。また、事前調査者の講習機関、事前調査報告システムについて詳細にまとめられていますのでご確認ください。

6. 令和 5 年 10 月 1 日以降については調査者の要件設定が施行されると聞いていますが調査業務の委託先があれば教えてください。

令和 5 年 10 月 1 日以降は調査者と分析者の要件設定が施行されます。以下の資格者が調査を実施できる要件となりますのでご注意ください。また、10 月 1 日以前の調査報告についても調査者以外が行っている報告書については使用が不可能となりそうなので確認が必要です。

一般建築物の事前調査の要件は以下のとおりです

- ① 一般建築物石綿含有建材調査者
- ② 特定建築物石綿含有建材調査者
- ③ 2023 年(令和 5 年)9 月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

調査者の委託については一般建築物含有調査者登録者名簿や日本アスベスト調査診断協会登録者名簿等で確認することができます。勿論のこと弊社も石綿事前調査業務を行っています。令和 4 年 4 月 1 日法改正以後については、石綿含有分析及び調査業務に多くの依頼がございます。調査期間が通常よりも長く必要となっていますので調査依頼先と十分な打ち合わせが必要です。

弊社では規模にも異なりますが、事前調査 2 週間＋分析調査に 1 か月必要です。

7. 石綿事前調査の金額はどうなっていますか？

金額については石綿事前調査の会社や規模等に応じて異なりますので各調査会社にお問合せください。

弊社の場合については、以下の金額を概算金額としております。

1. 調査基本料料(書面・現地調査 全数建材の調査) ￥150,000 円～
2. 分析調査料(試験体採取・分析・分析報告書作成) ￥ 50,000 円/1検体

※ 設計図書が無い場合は調査基本料が異なります。

※ 県外の調査業務については交通費等が加算されます。

その他石綿に関する質問等ございましたらお気軽にお問合せください。